

令和2年 8月1日

保護者各位

北谷町教育委員会
教育長 津嘉山 信行
北谷町立北谷幼稚園・北谷小学校
園長・校長 富山 整
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する出席停止や臨時休業等について（依頼）

平素より本校教育・新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、県内において「新型コロナウイルス感染者」が多数確認される中、本校では、国・県・町の方針に従って、子供たちが感染せず学校生活を送れるよう、学校における感染防止対策をすすめ、保護者への協力をお願いをしているところです。学校においては、幼児・児童や学校職員が感染した場合にのみ、個人の人権に配慮した形で感染や臨時休業についての情報をお伝えすることになります。

下記の通り、学校に感染者が出た場合の対応や臨時休業等の判断について一部簡単に示します。ご家庭におかれましても引き続き感染防止のため、ご指導やご協力をお願いいたします。

〔以下、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.6.16Ver.2）より抜粋〕

1 本園・本校の幼児・児童や職員に感染者が出た場合の対応

- (1) 感染の判明は、医療機関から幼児・児童の保護者または職員本人へ診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届け出がなされる。学校には通常、幼児・児童の保護者（や職員本人）から、感染が判明した旨の連絡がされることになる。
- (2) 幼児・児童の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合、各学校において当該幼児・児童生徒に対し出席停止の措置をとる。教職員である場合も病気休暇等により出勤停止となります。
- (3) 幼児・児童や職員の感染が判明した場合、保健所や学校薬剤師と連携して、校舎内の消毒を行う。感染者が活動した範囲を特定して、感染が予想されるものを消毒用エタノール等で徹底した消毒を行う。

2 出席停止等の取扱いについて ※下記の場合、欠席扱いにはなりません。

- ・感染が判明した者
- ・感染者の濃厚接触者に特定された者
- ・発熱等の風邪症状がみられる者
- ・レベル2や3の地域において同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者
- ・保護者から感染が不安で休ませたいという相談があった場合
- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合

3 臨時休業の判断について

- (1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について
児童生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。また、保健所等の調査により、感染者の校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ校内での感染拡大の可能性が高いと判断された場合は、感染拡大の可能性が高い範囲に応じて学級・学年・学校全体の臨時休業とする。
- (2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について
地域での感染状況が悪化しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛するような局面においては、臨時休業を行う場合がある。